

博士論文（要約）

戦後日本における在日朝鮮人の生活困窮問題
—民族団体による生活権擁護運動を中心に—

金 耿 昊

序論

現在、日本社会には在日外国人の生活保護受給を「問題」とする差別的偏見が蔓延し、それが排外主義的市民運動の台頭や社会保障制度の改悪といった政治的動向に結びついている。そこでは近年における在日朝鮮人の生活保護受給率の高さや、1950年代における「不正受給」「集团的圧力」などが、その根拠とされているのである。

それでは、在日朝鮮人の生活困窮はいかなる経緯のもとに形成され、民族団体や日本政府はこの問題をどう解決しようとしたのか。とりわけ1950年代における在日朝鮮人の生活保護受給者の急増に、両者がどのような態度を示し、またこの問題はどのような顛末をむかえたのだろうか。本論文は、以上のような問題意識に基づいて、戦後日本における在日朝鮮人の生活困窮問題に関する事実解明を課題とし、主に民族団体による生活権擁護運動の過程を発掘したものである。

近年、在日朝鮮人にかかわる研究も進展し、①運動史・政策史、②企業活動史・生活史、③在日朝鮮人の生活保護受給、④帰国運動／帰還事業研究、⑤高齢在日朝鮮人の生活困窮問題などといった関連分野における研究が蓄積されている。しかし、戦後直後から1950年代にかけての在日朝鮮人の貧困問題に関しては、実態解明そのものが立ち遅れている状況にある。

そのため、本稿では実証研究による歴史事実の具体的な掘り起こしを当面の課題とし、戦後日本社会の中で在日朝鮮人の生活困窮問題が形成され、顕在化し、深刻化していく状況を総体的に把握することを試みたのである。

第一部 解放後・占領下における在日朝鮮人運動と生活困窮問題

第一部では、占領期日本において在日朝鮮人の生活困窮問題が形成される過程を考察し、在日朝鮮人連盟（朝連）による生活権擁護運動の展開と朝連強制解散以後の動向を記述した。

第一章 在日本朝鮮人連盟による生活安定事業・貧困者救済とその挫折

第一章では、解放直後の朝鮮人生活権擁護運動の展開を検討し、在日朝鮮人の生活困窮者に対する生活保護適用要求が形成される過程を明らかにした。解放直後に各地で自然発生的に生まれた民族組織を結集して結成された在日本朝鮮人連盟（朝連）は、解放直後の重要課題であった帰国輸送が一段落した1946年以降、在留同胞の生活安定のための活動にのりだすことになった。解放とともに多くの在日朝鮮人が職場から締め出されて失業状態となり、非合法的形態を含む「小商売・闇商売」で糊口をしのぐ状態におかれたが、それへの取締りが強まる中で次第に生活困窮者が増えるようになっていたからである。

朝連は生活に困窮した同胞に対して当面の救済を自前で実施する一方、職場の獲得と斡旋、そして仕事の民主的管理によって失業同胞の生活安定をはかろうとした。しかし、朝連は1948年以降、財政事情の逼迫や生活弾圧・政治弾圧の激化によって活動が困難になり、生活困窮者が続出する事態に直面するようになる。そしてその解決手段として生活保護法を利用した貧困者救済が模索されはじめ、その活動の必要性が1948年10月の五全大会以降、全国的に共有された。

朝連期の生活権擁護運動の中心課題は職場獲得にあったが、日本の社会運動における生活保護の集団要求の台頭と連動して朝鮮人の生活保護獲得要求も拡大するようになり、かくして1949年5月の第19中委以降には、生活困窮者の救済を市町村当局に要求し、生活保護を受けさせる活動が各地で展開されはじめたのである。

解放直後の在日朝鮮人の生活権擁護運動において、生活保護適用要求が台頭してくる過程は、度重なる生活弾圧に対応して形成されたものと整理できる。朝連は「小商売・闇商売」が弾圧にさらされはじめるなかで、職業斡旋や営業権獲得等による生活安定を模索した。しかし結果としてはそれらの事業が進む前に弾圧が激化し、生活困窮者が続出した。生活保護を利用した救済活動はこのようなかで注目され、実践されたのである。

ただし朝連は、生活保護適用獲得だけを失業者や貧困者救済の手段にしていたわけではない。自らが運営する救済施設を建設し、職場の獲得と失業者への斡旋を媒介しようとするなど、生活保護受給とは別の形で民衆生活のセーフティ・ネットとしての役割を果たそうとしていたのである。しかし、朝連は1949年9月に団体等規正令による解散指定を受けて強制解散され、朝連の全財産は接収され、主要役員は公職追放されるなどの強硬措置が断行されることになった。

第二章 朝連強制解散後～朝鮮戦争下の在日朝鮮人生活保護受給「問題」

第二章では、1949年9月から1951年8月までの時期における朝鮮人生活権闘争の動向を整理することで、1950年代に在日朝鮮人の生活保護受給が戦後日本の中で「問題」として顕在化していく過程を解明した。1949年9月以降、日本政府が強行した朝連強制解散と民族学校閉鎖は、朝連期に始まっていた在日朝鮮人による生活保護適用要求をさらに拡大させた。この二つの強硬措置により民衆の生活難が増幅する一方、その結果として現れる生活困窮者に対する責任は日本政府の側としても認めざるをえなかったからである。のちに生活保護行政が「問題」とする在日朝鮮人の「集団的適用要求」は、そうせざるをえないほどの弾圧状況の中で形成されたものだったのである。

しかし1950年に入ると、そのような状況は大きく変化した。その第一は、生活保護法の改正により、在日外国人の生活困窮者が適用対象から除外され、行政の一方的な行政措置により、恩恵的に保護を準用する方針をとるようになったことである。占領期には、「日本政府が貧困者救済の責任を持つ」ことを明記した連合国軍との覚書があり、また在日朝鮮人は依然として「日本国籍を有する者」として取扱われたため、占領期には大きな変化はなかった。しかしサンフランシスコ講和条約発効を契機として在日朝鮮人が「日本国籍」を「喪失」したものと位置づけられることにより、こののちの展開を大きく規定することになるのである。

一方、朝連は1949年中盤以降、失業問題に対する活動を展開し始めたが、その傾向は強制解散以降にはさらに拡大した。しかしこの「失業闘争」は1950年6月の朝鮮戦争勃発を契機として政治闘争としての性質も帯びるようになり、それゆえに日本の治安当局はこの「失業闘争」への警戒を強めるようになる。かくして1950年の年末には各地で展開された在日朝鮮人の生活権擁護のための行政陳情が、過剰な弾圧を受けて「騒擾」事件に発展する事態が発生したのである。

このように、朝連強制解散から朝鮮戦争下においては、日本の治安当局による弾圧が引き続く状況のなか、在日朝鮮人の生活困窮問題が顕在化し、生活保護受給者は増加の一途をたどるようになった。そしてこの「問題」化の過程の中で、在日朝鮮人の生活保護受給者数が集計されるようになる。在日朝鮮人の生活保護受給者数は1951年8月にはじめて全国的に集計され、ここで明らかになった数値がその後の基準値として参照され続けるのである。

第三章 右派民族団体の結成と在留同胞の民生安定計画

第三章では第一部の補論として、占領下における右派民族団体の動向を整理し、彼等が在日朝鮮人の生活問題をどのように認識し、どのような実践を展開したのかを整理した。

解放後の在日朝鮮人社会には左派民族組織だけが存在したわけではなく、在日本朝鮮人連盟結成時に旧親日派が排除されたことを契機として、この過程に反感を抱いた旧親日派・無政府主義者・民族主義者などを中心に右派の民族団体（朝鮮建国促進青年同盟、新朝鮮建設同盟）が結成された。右派民族組織結成の動機は、朝鮮半島の独立をめぐる「信託統治案」の評価をめぐる政治見解であったが、1946年には右派団体においても在留同胞の居住生活安定と権益擁護を基本とした活動の必要性が共有されはじめるようになる。

かくして、1946年10月には在日本朝鮮居留民団（民団）が発足し、右派・民族主義陣営を代表する自治組織としての活動をはじめた。民団は結成直後から民生安定のための方策を構想し、司法育成会や生活協同組合の結成、占領当局や日本政府からの物資受配と分配などにより、相互扶助的なネットワークを形成しようとしたのである。しかし、民団は朝鮮半島における単独選挙を支持する政治的立場を鮮明にしたこともあって組織内部の対立を抱え込むようになる。

他方、民団は1948年8月15日の大韓民国政府の成立後には同政府から「唯一の在日団体」としての認定を受け、「在日本大韓民国居留民団」と改称し、「大韓民国の国是を遵守する」ことを組織綱領の筆頭におく組織となった。しかし、大韓民国政府やその駐日代表部との連携に失敗し、組織的には全国組織としての面貌を備えるに至ったものの、組織的力量としては朝連に大きく後れをとり続けた。

民団はこのような状況の中で1950年6月25日の朝鮮戦争勃発を迎え、「在日韓僑自願軍」の募集や「前線将兵・避難民のための慰問袋」の抛出運動などを展開した。民団には生活困窮者などがその解決を求めて多数来訪しており、実際にも彼らのための救済活動が実施されていたことを確認することができる。しかし当時の民団の運営体制は、組織内部における派閥対立や駐日代表部からの干渉といった要素を抱え込むなかで安定せず、慢性的な財政難を抱え続けてもいた。以上のような経緯から、右派民族組織は在日朝鮮人の生活問題に関する系統的な取り組みを十分に展開できない状況に置かれていたのである。

第二部 生活困窮問題の顕在化と生活保護適用獲得闘争

第二部では、サンフランシスコ講和条約発効以後に、在日朝鮮人の生活困窮問題が顕在化する

過程を整理した。日本政府が在日朝鮮人生活困窮者をどのように取り扱おうとしたかを整理しつつ、その中で在日朝鮮民主統一戦線(民戦)が展開した生活保護適用獲得闘争の意味を検討した。

第四章 戦後日本社会における朝鮮人生活保護受給者の動向と日本政府の認識

第四章では、サンフランシスコ講和条約発効以後に在日朝鮮人の生活保護受給者が急増する状況を整理し、その背景として在日朝鮮人が生活に困窮せざるを得ない状況にあったことを確認した。そしてその上で、日本政府が在日朝鮮人生活困窮者・生活保護受給者に対してどのような取扱方針を定めたのかを検討した。

在日朝鮮人の生活困窮問題は 1950 年代前半には顕在化するようになった。戦後直後からの慢性的な失業状態は解決されず、さらに世帯構成員の多さや健康状態の悪さといった諸要因にも規定され、在日朝鮮人の多くは生活に困窮する状況に置かれたからである。そしてそれゆえに在日朝鮮人社会において生活保護受給者が急増し、その増加傾向は 1955 年 11 月まで引き続くことになるのである。

しかし、そのような状況とは裏腹に、在日朝鮮人はこの時期に生活保護の適用対象から外されることになった。日本政府は日韓会談において在日朝鮮人の生活保護受給は「恩恵的措置」とどまるものとし、生活保護受給期間に期限を設け、それ以降は韓国が負担するべきであると主張していた。また交渉過程の中で朝鮮人貧困者は帰国させることが最善であるとし、一時金を与えた上で帰国させることをも検討していたのである。

一方、日本政府は日韓会談が植民地支配認識をめぐって決裂すると、日本政府は「李ライン問題への報復措置」として「生活保護の打ち切りを考慮」しはじめた。また 1953 年 12 月以降には予算問題の影響もあり、厚生省は在日朝鮮人に対する生活保護を「適正化」して、保護費削減をはかる事業に着手しはじめるようになる。厚生省は 1954 年 5 月に社発 382 号通達を出し、在日朝鮮人を生活保護の適用対象外となったことを明確に確認したうえで、詳細な取扱方針の厳守を地方当局に求めるようになった。またこれ以降、厚生省は地方当局に「不適正な事例」を報告させるとともに、基本方針の徹底や必要に応じた治安当局との連絡、実施機関の主導による収入認定の徹底などを繰り返し指示し、年度末には在日朝鮮人による集団陳情や非協力等の事例をより詳細に報告するよう通達したのである。かくして厚生省は在日朝鮮人の生活困窮が顕在化する状況とは裏腹に、その増加傾向を抑制し、保護費を少しでも削ろうとする姿勢を明確にするようになるのである。

第五章 在日朝鮮統一民主戦線の結成と生活保護適用獲得闘争

第五章では、1950 年代前半における在日朝鮮人生活保護受給者の急増について、その歴史的背景を解明することを課題とし、当時の生活状況とともに民戦を中心とした「生保闘争」の展開過程を明らかにした。当時の在日朝鮮人の被保護者数は統計としては増加の一途をたどっているものの、実際の生活現場では生活保護行政による打ち切りが繰り返されていた。そのためこの時期における在日朝鮮人生活保護受給者数の増加は、生活困窮の深刻化という事実ばかりでなく、生

活保護行政の不当な措置に対抗する運動の結果でもあったといえるのである。

ただし当時の在日朝鮮人にとって、生活保護の受給は生活を守るための最善の手段ではなかった。在日朝鮮人への生活保護は、講和条約発効以降、日韓会談で在日朝鮮人の処遇が決定するまでの暫定措置として準用するものとされ、実際の保護にはさまざまな権利の制約と生活保護行政による監視・干渉が随伴していた。さらに在日朝鮮人が生活保護を受給することは、入管令第24条との関係から、法文上は退去強制にされかねないものとなっていたからである。

しかし一度受けた保護費は貧困者の生計にとって唯一の安定した収入源となり、保護の停廃止・減額はさらなる生活困窮を意味した。そのため、生活保護適用獲得を求める運動は生活権擁護闘争の一環として各地で幅広く展開されたのである。しかし厚生省はそうした動向を問題視してその「適正化」をはかり、1954年5月の社発382号通知を契機として朝鮮人被保護者の再調査と打ち切りを準備していくことになるのである。

他方、生活上の諸要求を基礎として社会保障をたたかいとる運動は、朝鮮戦争停戦後には日本の再軍備を粉砕する闘争としての政治的意味を与えられるようになった。そのため1954年9月以降、在日朝鮮人運動の路線転換が進められる趨勢のなか、「生保闘争は内政干渉になる」との躊躇が現場に広がるようになった。生活保護行政を進める「適正化」のなかで貧困同胞の生活擁護がより切実な課題となる状況とは裏腹に、生活保護の適用を求める運動は一時的に停滞したのである。しかしこうした状況の中であら、在日朝鮮人の生活保護受給者数は1955年11月までは増加し続けたのだった。在日朝鮮人の生活困窮をめぐっては、このように複雑な状況が形成されていたのである。

第六章 朝鮮戦争停戦前後の民団と生活困窮問題

第六章では、サンフランシスコ講和条約発効から朝鮮戦争停戦前後にかけての時期において、右派民族団体がどのような状況にあり、また当時深刻化しはじめた生活困窮問題にどのような活動を展開したのかを整理した。その要旨は次の通りである。

サンフランシスコ講和条約発効を前後する時期には、在日朝鮮人社会の中に韓国籍者がある程度存在するようになり、民団の組織基盤も一定程度の広がりを見せていた。しかし、民団内部には組織内部の派閥対立が引き続き、財政難も解決されない状況が続いていた。

こうしたなかで民団は1952年以降、韓国政府からの財政支援によって組織運営における慢性的な財政難という問題を克服しようとした。そして実際にも本国政府からの200万ドルの支援要請が承認されたことにより、民団内部では融資受入れ体制の整備という課題の下に派閥対立は相対的に沈静化し、民団の組織活動も活性化した。しかし、融資の約束の履行が先延ばしにされ続けたこともあり、民団の財政難は克服されず、信用も失墜し、さらに駐日代表部との仲も冷え込むという状況が形成されたのである。

他方、民団も「僑胞社会の貧窮零落していく現状」を把握しており、これに対して何らかの対策を講ずる必要が問題提起されていた。そのため民団は「失業問題」の解決策として日韓両政府の協議により特別委員会を発足させ、中小企業や職業安定所を設置して職場を安定させることを

構想していたことを確認できる。しかし、現在の研究段階では、民団の居住地域レベルにおける具体的な実践を確認することはできず、日常的な生活問題においては依然として民戦系組織に大きく遅れを取っていたものと推測される状況である。

また民団は、1952年11月の「仮政府事件」や、1955年2月の南北統一促進協議会（統協）結成などのように、組織そのものが分立する事態のなかにあり、組織防衛を中心課題とせざるを得ない状況となっていた。その結果、組織内部の派閥対立が沈静化し、駐日代表部との関係も円滑化するなど、組織運営の上では安定することになったものの、当面の中心課題は組織防衛となり、生活困窮問題に対する具体的な取り組みは後回しにされる状況が継続したのである。

第三部 外国人被保護世帯全国一斉調査と生活権擁護運動の曲折

第三部では、1950年代後半に在日朝鮮人の生活困窮問題が深刻化していく過程を詳述した。また同時期における在日本朝鮮人総連合会（総連）による生活権擁護運動の方針の変遷を検討し、在日朝鮮人の貧困者の多くが北朝鮮へ帰国するに至る過程を解明した。

第七章 在日本朝鮮人総連合会の結成と被保護者一斉調査の前兆

第七章では、総連による生活権擁護の活動方針を整理し、生活保護行政による「一斉調査」が実施されはじめるなかで、総連が1955年11月以降に展開した行政陳情を検討した。1955年5月に結成された総連は、在日朝鮮人を「共和国の海外公民」と規定し、国交正常化までの「正当な権利保障」を求める方針を採るようになった。しかし、総連結成に至る路線転換の過程において、民戦時代の運動路線が「誤謬」とされたこともあり、総連結成直後の運動現場には「生保闘争は内政干渉になりかねない」との躊躇が広がり、生活上の課題に対する取り組みが一時的に停滞する状況すら生まれていたのである。

総連は、結成大会においてこの状況を批判し、生活権擁護の活動を継続するように提言した。しかし、その方法は地方行政当局を交渉相手として懇談を重ね、実態調査によって民衆の生活状況を把握したうえで、その実情を伝えることにより問題解決はかろうとするものであった。総連は日本政府や地方行政との協力関係を構築しようとしはじめたのである。また総連は、生活問題に関する方針として、相互協議と相互扶助による生活安定を構想しており、それは共和国公民の矜持にもとづいて「非正常な生活」を清算させる志向を内在させていた。生活擁護の課題は、民衆の生活をそのまま守ることではなく、「共和国公民」としての「矜持」にふさわしいものに改善していくことを前提としたのである。

しかし、1955年には京都やその他の地域では在日朝鮮人生活保護受給者に対する一斉調査が実施されはじめ、11月以降にはこの形式の調査が全国的に実施される予定であることが明らかになった。そのなかで総連は、1955年11月中旬から1956年1月中旬までの2ヶ月間を「過冬生活擁護月間」に設定して生活権擁護運動を実施することを方針化し、一斉調査が実施された地域では停止・廃止・減額をうけた世帯の実情調査を行い、それが不当である場合には行政に対し抗

議陳情を展開する活動を展開したのである。

ただし、この『過冬生活擁護月間』の主要課題はあくまで、相互協議と相互幫助による「正当な生活土台の構築」におかれており、そのなかでは生活保護が不必要な世帯に対する辞退指導が活動の模範となっていた。そして総連は地方行政との協力体制を築こうとしたため、目下進められる一斉調査に対する抗議は結果として徹底性を欠くものとなり、多くの被保護者が打ち切り措置を受けるままとなったのだった。

第八章 「外国人被保護世帯全国一斉調査」の実施と総連の抗議闘争

第八章では、1956年3月と9月の二度にわたり実施された在日朝鮮人被保護者への全国一斉調査の実態を分析し、それに前後して総連がどのような活動を展開しようとしたのかを確認した。1956年に厚生省が実施した全国一斉調査は、きわめて詳細かつ強硬な調査方針のもとに実施され、調査を受けた在日朝鮮人被保護世帯のほぼ全てに停止・廃止・削減措置を行うものとなった。厚生省は生活保護制度の「適正化」と称して、在日朝鮮人の干渉を極力排除する体制を整備し、二度にわたって膨大な額の生活保護費を削減したのである。

かくして一連の一斉調査により、在日朝鮮人の生活困窮はさらに深刻な様相を呈することになった。そのため総連は打ち切り・削減を受けた世帯の実情を調査し、不当措置に対する抗議陳情が展開するようになるが、その必要性は組織全体に共有された。総連は一斉調査のさなかにも抗議陳情を展開する旨の通達を出し、1956年6月の総連二全大会でも、生活保護問題に関する抗議陳情は「内政干渉」ではなく、「断固として運動を展開せねばならない」との方針が再確認されたのである。そして総連は、1956年11月から1957年1月までの3ヶ月間を「在日朝鮮人生活擁護月間」に設定し、生活困窮問題を中心に各地域での相互扶助と行政陳情のための諸活動を展開した。かくして生活保護の打ち切り・削減に対する総連の抗議陳情はほぼ1年を通して各地で継続的に展開され、一部には再調査や生活保護費の復活という成果も残したようである。

しかし実際の生活保護をめぐる現実の状況を見る限り、厚生省および生活保護行政は朝鮮人に対する厳しい取扱方針を変更しなかった。実際にもこの時期の外国人被保護者数は激減しており、さらに1957年9月には第三次の全国一斉調査が実施され、保護者数と保護費はさらに削減されることになるからである。かくして総連は生活権擁護のための活動を継続したものの、在日朝鮮人の生活困窮は容易には解決されない状況が引き続くことになった。そしてそのなかで、同胞の権利擁護のための組織としてどのように生活安定をはかるのかが、総連には問われたのである。

第九章 総連の長期安定方針と生活困窮問題

第九章では、1957年5月以降の総連による「生活安着」の方針を整理し、そのなかで生活困窮者に対する生活保護適用要求が運動方針の後景に退いていく過程を整理した。総連は第三回全体大会において、在日朝鮮人の「長期安着」と「生活正常化」の方針をうちだし、在留生活の長期化を前提に、職場獲得や技術習得を通じた生活安定を模索する路線をこれまでよりも強調するようになった。日本国民からの支持と支援を得て祖国統一運動を展開するために、民衆の「非正

常な生活」は改善するべきものとしたのである。一方、1957年9月には厚生省により第三次の全国一斉調査が行われるところとなり、在日朝鮮人は三度にわたり、生活保護費の打ち切り・削減措置を受けることになった。厚生省はこの三度の調査で朝鮮人被保護世帯の「適正化」に区切りを受けるようになるが、在日朝鮮人に対する厳しい取扱方針はその後も継続されたのである。

他方、生活保護を受けていた在日朝鮮人世帯の打ち切り・削減措置以後の状況をみると、彼等の多くは当面の自活のために奔走したものの、その一部はふたたび生活に行き詰まり、保護再開が検討されるほどの生活状況に直面していた。しかし保護の再開は生存が危ぶまれるほどの苦境に転落することが前提であり、再開後の保護費は当時の極めて低劣化した保護基準のもとで僅少な額にとどまり、生保当局はその保護措置すらも長期化しないよう厳格な指導方針を取ろうとしていた。その結果、生活保護は在日朝鮮人貧困者の救援手段とはなりえない状況が形成された。在日朝鮮人は、「生活不能」とさえ称される閉塞状況のなかでの生存を余儀なくされたのである。

総連はこうした状況が慢性化するなかで、生活安定のための諸活動を展開しはじめたのである。しかしその主要課題は、相互幫助と協同化にもとづく協同事業の推進におかれ、生活困窮者に対する救済措置の要求は結果として後景に退くところとなった。そこでは生活困窮の原因は民衆自身の生活態度によるものとされ、「長期安着」と「生活正常化」を実現するための「努力」あってこそ、日本国民の支持をうけて祖国統一のための活動基盤を整備できると提言するようになったのである。総連はこの段階で日本社会の差別的状況により生活困窮を強いられている状況を問題としつつも、それよりも民衆の生活態度を問題とし、その改善をこれまで以上に求めるようになったのである。

第十章 帰国運動／帰還事業と在日朝鮮人生活困窮者

第十章では、1958年8月を前後して総連の生活権擁護運動が帰国要求を中心に展開されはじめる状況を整理しつつ、当時における在日朝鮮人の生活実態を解明し、生活困窮が帰国要求に接合されていく過程を確認した。

総連は1958年4月の四全大会において、前年度の三全大会で決定された「長期安着」と「生活正常化」の方針を引き継ぎ、生活をめぐる運動課題もそれに即したものとした。しかし、民衆の生活改善、相互幫助と企業の協同化にもとづく職場の獲得といった生活安定の模索も、当時としてはさまざまな困難に直面し、容易に解決できない状況を生み出していた。そのなかでは家族離散や子息の不良化といった問題さえ生まれていたのである。

一方、朝鮮総連は四全大会において、共和国建国十周年を記念するための「九・九事業」の推進を方針化していたが、その一環として1958年8月に開かれた川崎・中留における「祖国を知る集い」において「集団的帰国決議」が行われた。そしてこれを契機として、在日朝鮮人の帰国運動が始まり、それは総連の運動方針を大きく規定するところとなっていくのである。1958年8月に在日朝鮮人の帰国要求が登場しはじめた背景には、「祖国からの指示」があったものと推定されるが、在日朝鮮人の生活困窮が極致に至る状況にあったこともあり、帰国要求は人々の切実な要求となっていったのである。

かくして 1959 年 8 月中旬以降、総連系の組織において北朝鮮への帰国を求める運動が展開されることになった。そしてこの動きは 1958 年 9 月 8 日、平壤で開催された共和国創建十周年記念集会で、金日成が在日朝鮮人の帰国を受け入れる旨を表明し、9 月 16 日には共和国政府外相がこの帰国問題に関する詳細な声明文を公表したことをうけて、さらに拡大した。総連系の民族組織はこれらの共和国政府の応答を契機として、より一層積極的に帰国運動を展開するようになったからである。かくして 1958 年 10 月以降には、北朝鮮への帰国の早期実現を中心要求とする運動が日本政府および各地方自治体を対象として広範に展開された。在日朝鮮人の生活問題をめぐる要求も、帰国実現までの対策を求めるという形に変容したのである。

一方、総連はこの時期にふたたび生活実態調査を実施し、その中で帰国希望者数を調査・集計した。総連は実態調査をへて生活困窮状況にある在日朝鮮人と接触し、彼らから帰国希望を引き出しつつ、希望者数を集計したのである。帰国運動はこのような地域レベルでの営みを基礎に推進された。そしてそれゆえに、多くの地方自治体に帰国の実現を求める決議をさせ、又きわめて多くの帰国希望者を把握していくことになるのである。

第十一章 帰還事業の実現と在日朝鮮人生活困窮者

第十一章では、日本政府が「朝鮮人北鮮帰還」を閣議了解し、日朝両赤十字がその実施方針を交渉する状況の中で、朝鮮総連が帰国運動と生活困窮問題をどのように結びつけたかを確認し、また 1959 年 12 月の帰還事業実現以後の在日朝鮮人生活困窮者の動向を確認した。

日本政府は総連の帰国運動がこれまでにない盛り上がりを見せ、各地の地方自治体による「帰国早期実現」が相当数に上っている状況を踏まえ、そうした要求を「聞きおく」にとどめ、また帰国実現までの生活保護適用を求める陳情を警戒していた。しかし日本政府はもともと在日朝鮮人の帰国には反対ではなかった。日本政府はもともと在日朝鮮人の長期にわたる在留を認めず、必要に応じて国外退去をできる余地を残しており、在日朝鮮人の北朝鮮への帰国についても日韓関係の制約がなければ推進するに吝かではない態度をとっていたのである。

そのため日本政府は、当時の国際関係の状況を認識したうえで、在日朝鮮人の「北鮮帰還」を閣議了解し、1959 年 4 月以降には日朝両赤十字による事業の原則や実施方法をめぐる交渉が進められた。その交渉では両国の主張が対立したため長引くところとなったが、6 月末には妥協案が成立し、8 月にはカルカッタで正式な協定が交わされた。かくして在日朝鮮人の朝鮮北部への帰国が実現したのである。この後、日本赤十字の『帰還案内』の内容をめぐって帰国申請や送迎の過程が二ヶ月ほど遅延したが、1959 年 12 月 14 日には清津にむけた帰国第一船が新潟から出港するところとなったのである。

総連はこのような状況の中で、帰国希望者を集めて帰国隊を組織し、宣伝・啓蒙、朝鮮語の学習、帰国準備の援助といった活動を方針化した。また総連は帰国実現を受けて進生活困窮者に対して帰国を勧奨するようになり、日本における在留生活の安定や貧困者救済といった課題は前年よりもさらに後景に退くことになったのである。

かくして 1959 年 12 月の帰国事業開始から 1962 年 3 月までに約 7 万 5 千名の在日朝鮮人が

北朝鮮に帰国することになったが、本研究ではこの帰国者のうち2万～2万5千名が生活保護受給者であったと推計した。厚生省による「適正化」により保護費を削減された人々もその多くが帰国したであろうことを考慮するならば、帰国者のうち生活困窮を理由とするものはさらに多くを占めることになるだろう。厚生省の一斉調査により深刻化を極めた在日朝鮮人の生活困窮問題は、1958年8月以降には北朝鮮への帰国運動／帰国事業と結びついたのである。

第十二章 1950年代後半における右派民族団体の動向

第十二章では第3部の補論として、1950年代後半における右派民族団体の動向と、生活困窮問題に関する認識を整理した。この時期は朝鮮人生活保護受給者への一斉打ち切り・削減の実施による生活困窮問題が深刻化した時期であり、総連が帰国運動を展開し、日本政府の了解のもとに北朝鮮への帰国（送還）が実現する時期でもある。本章では、この状況を右派民族団体がどう認識し、どのような活動を展開したのかを解明するべき課題としたのである。

民団の組織運営は1955年以降には安定化し、中央本部民生局が「同胞の權益擁護」の「根本対策」を樹立するための調査・研究部門を設置するなど、生活問題に関する取り組みを本格的に検討しはじめた。民団傘下の在日朝鮮人の中には生活困窮で韓国への帰国希望者も続出しする状況の中で、全ての活動を「僑胞生活援護に集中」する方針が再確認されたのである。

一方、民団から統協に参加したため、民団を除名された人士は1956年1月31日に「ウリ者会民主主義者同盟」（民社同）という組織を結成した。そして彼等は、外国人被保護者一斉調査に対する抗議声明を出し、一斉調査が在日朝鮮人の歴史事情を考慮しない冷厳な措置であったことを対して強く批判した。しかし彼らは同時に日本政府に「在日朝鮮人問題の総合対策」をはかる「諮問機関」を提言し、削減された保護費をその運営資金とすることを提言していた。彼らの関心は、生活保護を打ち切られた民衆ではなく、削減された保護費にあったといえよう。

他方で民団は1956～1957年、1957～1958年の年末年始に、貧困者家庭のための相互助けあい運動を展開した。この運動は民団組織の年中行事となったようであり、実施綱領は民団独自の立場に立脚しつつ、生活困窮者への具体的な活動を展開する方針となっていた。民団も1950年代後半には組織運営が安定し、生活問題への取組みを定期的に展開しはじめたのである。

こうした状況の中、民団と民社同は書簡のやりとりと重ねて関係を改善した。また民団は1958年8月以降に総連が帰国運動を開始し、1959年2月には日本政府も帰還事業の実施を閣議了解するなかで、「北韓送還反対委員会」を組織して「北送反対運動」を展開した。「日本での在留生活をどのように構想しているのか」という問題はこの反対運動の中の一つの論点として存在していたが、1959年6月の韓国政府不信任決議をめぐる組織上の混乱や、帰国事業が実現にいたる切迫した状況の中で実力行使も辞さぬ形の反対運動が展開されることにより、生活権擁護の課題は再度、課題の後景に退くことになったのである。

終章

本研究では、1945年8月から1950年代後半までの時期に、在日朝鮮人の生活困窮問題が顕

在化・深刻化し、「生活不能」にまで至る過程を概観した。終章では、本論文で発掘した歴史事実を（１）在日朝鮮人社会における生活困窮問題の深刻化、（２）日本政府・生活保護行政の在日朝鮮人差別政策、（３）在日朝鮮人運動における生活保護適用要求の台頭と曲折、（４）総連の帰国運動と日本政府・日本赤十字社の帰還事業、（５）右派民族団体の動向とその「民生安定」構想の５つを、整理したうえで、今後の課題として在日朝鮮人の生活困窮問題のその後の動向を展望した。在日朝鮮人の生活保護受給者は、厚生省の三度にわたる一斉調査と北朝鮮帰国によりほぼ半減し、被保護率も人口の割を下回るようになった。しかし、在日朝鮮人の生活保護受給者は数万人単位で残存し、戦後日本の最貧困層の一部を構成し続けることになる。そしてこの動向は 1970 年代・80 年代には在日朝鮮人高齢者の生活困窮問題（無年金問題）に結びつき、現在における在日外国人の被保護率の高さの淵源となっているのである。

このような実態からしてみれば、現在の在日朝鮮人の生活保護受給率の高さは「特権」であるというよりも、むしろ在日朝鮮人の高齢者が差別と貧困のもとでの生存を余儀なくされ続けてきたことを証明する。現代日本の在日朝鮮人への生活保護受給バッシングに対しては、この凡庸な事実をくりかえし確認していく必要がある。そしてこうした在日朝鮮人高齢者は、本論文でこれまで解明してきた戦後直後から 1950 年代における生活困窮問題の当事者でもあった。彼らの多くは戦後日本社会の中で民族差別を受け続け、構造的に貧困を強いられる状況の中で生きてきたのである。

戦後日本社会は在日朝鮮人に対する民族差別を継続し、その結果、在日一世世代は構造的に生活に困窮せざるをえない条件下での生存を余儀なくされ続けた。生存権すら十分に保障されぬ状況の中で、生活上の自立を強要され続けてきたのである。これが、戦後直後から 1950 年代の歴史過程を発掘し、またその後の状況を仮説的に展望した上での本稿の結論である。